

9月20日～26日は動物愛護週間

考えよう！動物との暮らし

命を預かる“覚悟”と“責任”



犬や猫など動物との暮らしは、多くの場合安らぎや潤いをもたらしてくれます。それを望んで「動物を飼いたい」と考える人が大半ではないでしょうか。

しかし、動物はぬいぐるみやおもちゃではなく、ひとつの“命”です。飼い主には、かけがえのない命を預かり、動物とともに人間社会の中で暮らすという“覚悟”と“責任”が必要です。

すでに動物を飼っている方も、これから動物を飼おうとしている方も、動物と暮らす“覚悟”と“責任”について今一度考えてみてください。

[問合せ]生活衛生課生活環境係 公5608-6939

1 住宅がペットを飼える状況にあること



ペットの種類に合った住環境ですか？集合住宅では、ペットの飼育に関するルールを確認しましょう。

2 ペットを迎えることに家族全員の合意があること

家族の一員として受け入れることについて、家族全員が合意していることが大切です。



3 動物アレルギーの心配がないこと

動物アレルギーが心配な場合は、アレルギー専門病院等での検査も考えましょう。



4 寿命まで飼育(終生飼養)する覚悟があること

元気であれば、犬も猫も10年以上の寿命があります。



飼い主に必要な10の条件

5 世話をする体力があり、その時間をつくれること

食餌、トイレ掃除、快適な生活空間の確保、散歩、ブラッシングなど、やるべきことはたくさんあります。



6 高齢になったペットを介護する心構えがあること

適切に飼育することで、ペットは長生きします。それにより、老衰や認知症になるケースも増えてきます。日頃から、相談できるかかりつけの獣医師を見つけておきましょう。



7 経済的負担を考慮すること

ペットは生きています。一緒に暮らすには、人間同様、色々な費用が掛かります。



8 必要なしつけと周囲への配慮ができること

「しつけ」とは、動物に人との関わり方を教えるもの。動物の特性を知り、信頼関係を築くことが大切です。



9 引っ越しや転勤の際にも継続飼養する覚悟があること

ペットを家族として迎え入れたのであれば、ペット飼育可の物件を探すなど、終生飼養を心掛けましょう。



10 飼えなくなった場合の受け皿を考えておくこと

1～9の点に気を付けていても、様々な事情でペットを飼えなくなってしまうかもしれません。そうした場合に備えて、代わりに飼ってくれる人を見つけておくことも大切です。



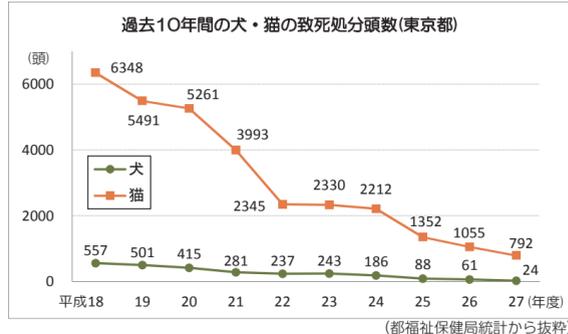
[出典]公益財団法人日本動物愛護協会

飼い主に見放されたペット

様々な理由で飼い主と一緒に暮らせなくなったペットは、動物愛護相談センターに収容されます。そこで、返還や譲渡等の機会を待ちますが、一定期間を過ぎると致死処分されてしまいます。飼い主の皆さんや団体、行政等の努力により、その数は年々減っていますが、本来、飼い主が最期まで一緒に暮らしていれば救える命です。大切な命を預かっているという自覚を持ち、寿命まで愛情を持って飼育しましょう。

致死処分を減らすために

- ▶ 飼う前によく考える
- ▶ 迷子にしない、捨てない
- ▶ 保護施設からの引取りを検討する
- ▶ 安易に増やさない



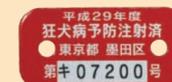
犬と暮らすときは



登録と狂犬病予防注射

■登録は30日以内に

犬を飼い始めたら、30日以内に区へ登録をしてください(生後90日以内の犬は、90日を過ぎた日から30日以内)。登録をすると、「鑑札」が交付されます。



■狂犬病予防注射は義務です

狂犬病予防注射は毎年1回、4月～6月に接種させることが義務付けられていますので、必ず受けてください。接種後に問合せ先へ届け出ると「注射済票」が交付されます。

■「鑑札」と「注射済票」を付けましょう

飼い犬には必ず「鑑札」と「注射済票」を付けましょう。離れ離れになってしまったときの「迷子札」の代わりにもなります。



「うちの犬は大丈夫」と考えないで、しっかりルールを守りましょう！

散歩のルール

■ノーリードはダメ！

しっかりつけていても、犬は突発的に、飼い主が想像しないような行動をすることがあります。「まさか」の行動で、交通事故に遭ったり、他人に危害を加えてしまったりということがないように、散歩中は必ずリードでつなぎましょう。

■散歩はトイレではありません

散歩中の排せつは、まちや人の財産を汚してしまいます。排せつは散歩をする前に済ませるよう習慣を付けさせましょう。それでも、散歩中に排せつしてしまった場合、おしっこは洗い流し、ふんは持ち帰るのが飼い主の責任です。



吠え声

犬が吠えるのには理由があります。飼い主には気にならなくても、迷惑を感じる人は少なくありません。

特に、夜中や早朝には注意が必要です。どのような時にどのように吠えるのかを観察し、犬が吠えなくても済む環境を作りましょう。



猫と暮らすときは

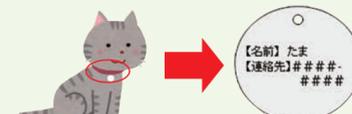


完全室内飼い

猫にとって屋外は、交通事故やほかの猫とのけんか、感染症など危険がいっぱいです。自分のテリトリーが守られていれば、猫は室内でも快適に暮らせます。大切なのは、広さよりも高低差です。家具の配置などで、猫が上下に移動できるスペースを確保しましょう。

身元表示をする

猫は逃げてしまうと、まず見つかりません。飼い主の責任を明らかにし、迷子になっても発見できるよう、また、野良猫との区別が付けられるよう、首輪とともに連絡先などを書いた身元表示を付けましょう。



不妊・去勢手術

猫は繁殖力が非常に強い動物です。繁殖を望まないのであれば、必ず不妊・去勢手術をしましょう。不妊・去勢手術をすると性格が穏やかになったり、尿の臭いが軽減されたり、病気の予防になったりするなどのメリットもあります。



飼い主のいない猫対策

野良猫に餌を与えるだけでは、野良猫を増やし、排せつ物や鳴き声などが地域の迷惑になる恐れがあります。今、地域にいる野良猫を増やさないための対策(不妊・去勢手術等)やルール作りなどをお考えの方は、お問い合わせください。

初開催！猫の飼い方講座

11月23日(祝)に、「猫の飼い方講座」を開催します。猫の飼い主はもちろん、これから飼いたいと考えている方も、ぜひ、ご参加ください。申込み等の詳細は、今後、本紙等でお知らせします。

ペットの防災対策

災害時には、人間と同じようにペットも被災します。飼い主の責任としてペットの危機管理にも取り組みましょう。

▶同行避難

救助活動の妨げになったり、戻ってこなかったりすることもあるので、ペットを置き去りにしたり、放したりしないでください。

▶ペットの非常持ち出し用品の準備

最低5日分の餌と水、食器類、ケージ、首輪、リード、ふん取り袋、消臭スプレー等を用意しましょう。

▶個体識別

離れ離れになっても飼い主が分かるよう、ペットに身元表示を付けましょう。

▶日頃のしつけ

避難所での生活に備え、日頃から飼い主がコントロールできるようにしつけておきましょう。



「動物たちの写真展」開催

【とき】9月13日(水)～22日(金)の午前8時半～午後9時 *初日は正午～、最終日は正午まで【ところ】区役所1階アトリウム【入場料】無料【申込み】期間中、直接会場へ *会場と区ホームページ上で9月13日(水)～20日(水)に展示写真の人気投票を行い、9月21日(木)の午後1時に結果を発表



「ハイポーズ!!」



「信頼」



「江東橋5丁目御嶽神社にて」

[問合せ]生活衛生課生活環境係 公5608-6939